

IV 環境像を実現するための取り組み

1. 施策体系

環境像	基本目標	取り組みの方向性
豊かな自然と暮らしが未来にわたって続くまち	基本目標 1 自然環境の保全 	1-① 海、山、川、里山の保全 1-② 生物の多様性の保全 1-③ 自然とのふれあいの推進 1-④ 地産地消の推進
	基本目標 2 安全・安心な生活環境の保全 	2-① 大気・水環境の保全 2-② 騒音・振動・悪臭や有害化学物質による汚染の防止 2-③ 住環境の保全と良好な景観誘導
	基本目標 3 ごみの減量・資源化 	3-① 4R の推進 3-② ごみの適正排出・処理
	基本目標 4 カーボンニュートラルの推進 	4-① 再生可能エネルギーの活用と脱炭素社会への転換 4-② 脱炭素型ライフ、ビジネススタイルの実践 4-③ 人と地球にやさしい都市構造・交通システムの整備

施策
<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地の保全・活用を進めます。 2. 漁場環境や、河川環境の保全・回復に努めます。 3. 水源かん養機能を持つ森林を適切に管理します。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 市域の野生生物の情報を把握し、市民にとって分かりやすく発信します。また、その情報を生物多様性の保全に活用します。 2. 希少な野生生物が生息する場所での開発行為は、その影響を回避・低減するための措置を講じるよう助言や情報提供を行います。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 自然とふれあう機会を創出します。 2. 市民も来訪者も楽しめるような、自然とふれあう機会を創出します。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 地元で生産された農林水産物の消費拡大に努めます。 2. 学校給食において地場の農水産物を使い、地産地消について考える機会を創出します。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 大気環境の常時監視を行うとともに、その結果を公表します。 2. エコドライブやエコカーの普及を進めます。 3. 工場・事業所等への立入調査や指導を行います。 4. 水環境の調査を行うとともに、その結果を公表します。 5. 下水道整備区域では、公共下水道を整備することにより水洗化を推進します。また、下水道整備区域外では、補助金交付などにより、浄化槽の設置を促進します。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 発生源となる工場・事業所に対し、助言や指導を行います。また、調査を行うとともに、その結果を公表します。 2. 情報の収集・提供を行うとともに、汚染事故等が発生した場合は迅速に対応します。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民・事業所の協働により、市内の緑の保全・創出を図ります。 2. 環境美化活動を行いながら、市民の意識の向上を推進します。 3. 不法投棄を防止するため、パトロールや監視カメラ等の対策を継続して実施します。 4. 定期的に市民大清掃を実施します。 5. 漂着ごみの清掃を行います。 6. 建築物等所有者に対し、景観に配慮した建築物等となるように、景観誘導を行います。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民・事業者のリフューズ・リデュースの取り組みを促進します。 2. まだ使用できる不要品のリユースを促進します。 3. 資源物の回収とリサイクルを推進します。また、廃棄物の処理等の過程で発生するガスや熱を有効利用します。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭系ごみが正しく排出されるための啓発と環境整備を行います。 2. ごみ排出事業者及び処理業者に対して監視・指導を行います。 3. 効率的で安定したごみの収集・運搬・処分を行います。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 再生可能エネルギーの導入、活用を推進します。 2. 自立・分散型エネルギーシステムの構築を目指します。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民・市民団体・事業者・行政が一体となって脱炭素型ライフ・ビジネススタイルを実践します。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 脱炭素型のコンパクトなまちづくりを推進します。 2. 利便性の高い公共交通ネットワーク形成を推進します。

基本目標 5 (基盤となる取り組み) エコライフ・環境教育の推進



5-①

環境意識の醸成につながる情報発信

5-②

環境教育の機会と場の拡充

5-③

多様な主体との連携・協働の
充実強化

施策

2. 様々な情報媒体を活用し、環境意識の醸成につながる情報を分かりやすく発信します。さらには、市民・事業者と共有します。

1. 年代・経験に応じた環境教育・環境学習の機会を創出します。WEBシステムなどを活用し、誰もが参加しやすい環境教育の仕組みをつくり出します。

1. 多様な主体のパートナーシップの構築を支援し、連携・協働して環境・経済・社会の課題の解決に向けた取り組みを推進します。

2. 環境像を実現するための取り組み

基本目標

1

自然環境の保全



【現状と課題】

本市では、豊かな自然の恵みを受けて、農林水産業や観光業が盛んに行われています。海、山、川、里山などの多様な環境があり、そこには多くの動植物が生育・生息しています。

この多様で豊かな本市の自然を将来の世代に受け継いでいくためには、自然環境の骨格をなす海、山、川、里山を保全し、そこに生きる多様な動植物を保全することが必要です。自然とふれあう機会を充実させ、地域で生産された農林水産物を消費することも多様な自然を守り、その恵みを楽しみ続けるために必要です。

一方、近年、地球温暖化に伴う気候変動により豪雨の増加や台風の強大化など様々な影響が生じています。水源かん養機能¹等の多面的機能を有する農地や森林は防災・減災の観点からも重要であるため、適切な整備が必要です。

また、人口減少等に伴い、農林水産業事業者や地域づくりの担い手不足が問題となっており、担い手の確保や人口減少に対応した農林水産業、自然環境保全策などが必要です。

さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギー導入の必要性が高まっていますが、過度な開発は自然環境へ大きな影響を及ぼします。そのため、自然環境の保全と開発の両立に向けた取り組みが重要となります。

【佐世保市の30年後の目指す姿】

- 九十九島の海、国見山をはじめとする豊かな自然があります。
- 絶滅の危機にある希少生物の生息・生育環境が改善されています。
- 自然の中で行うレジャーやアクティビティ²が人気を博し、佐世保市民に加え、観光で訪れた人も本市の自然の豊かさを実感できます。
- 森林や田んぼなどが適切に管理・整備され、水源かん養機能や生態系保全機能などの多面的機能が発揮しています。
- 多くの人が地元で生産された安全でおいしい農林水産物を消費しています。

¹ 水源かん養機能：森林の土壌が降水を貯留し、河川への流れ込みを緩和するとともに水をきれいにする機能です。

² アクティビティ：本来「活動」・「行動」の意味ですが、ここでは旅先での遊びや体験をさします。

【成果指標・取り組み指標】

(1) これまでの成果指標・取り組み指標とその実績

下表の実績値のうち、太字下線の数値は目標達成、網掛けの数値は基準値から後退したことを意味しています（以降の成果指標、取り組み指標も同様）。成果指標及び取組指標はどちらも目標を達成しており、施策・事業が成果に結び付いていると考えられます。今後は人口減少に対応した自然環境保全策や、再生可能エネルギーとの共存に向けた新たな取り組みが必要となります。

○ これまでの成果指標と実績

指標名	2016年度 (基準値)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2022年度 (目標値)
自然とのふれあいに 対する市民満足度	30.7%	27.7%	<u>34.3%</u>	<u>35.8%</u>	<u>37.1%</u>	基準値 より増

○ これまでの取り組み指標と実績

指標名	2016年度 (基準値)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2022年度 (目標値)
遊休農地 ³ 面積	372 ha	<u>309 ha</u>	<u>298 ha</u>	<u>287 ha</u>	<u>231 ha</u>	基準値 より減
ホタルの生息状況 確認箇所数	110 箇所	<u>120 箇所</u>	<u>117 箇所</u>	<u>112 箇所</u>	<u>110 箇所</u>	基準値 を維持

(2) 今後の成果指標・取組指標

2027年度に向けての成果指標は、これまでのアンケート結果にかえ、より客観的・具体的な成果として、自然の根幹ともいえる「森林面積」及び生活に密着した「都市公園面積」とします。2027年度における目標値は、基準年（2021（令和3）年度）を維持することとします。

これは、開発などにより、今後森林・緑地の面積が減少する要素があるなかで、少なくとも、現在の面積を維持していくことを目標とするものです。具体的には開発や宅地造成において、公共スペースの緑化などにより一定の緑地を確保すること、また、就農人口や農地の一定規模の維持によって、現在の面積を維持していこうというものです。

また、取組指標としては、従来どおり、自然や緑地を確保するための取り組みである、「遊休農地面積」・「ホタルの生息状況確認箇所数」とします。

○ 新たな指標（2023～2027年度）

	指標名	2021年度 (基準値)	2027年度 (目標値)
成果指標	森林面積及び都市公園面積	20,775 ha	基準値を維持
取組指標	遊休農地面積	209 ha	基準値より減
	ホタルの生息状況確認箇所数	116 箇所	基準値を維持

³ 遊休農地：耕作目的に供されず、引き続き耕作目的に供されないと見込まれる農地、またはその農業利用の程度がその周辺農地に比し著しく劣っている農地のことをいいます。

1-① 海、山、川、里山の保全

本市における自然環境の骨格は、海、山、川、里山から構成されます。また、田畑や森林、漁場は、生産の場であると同時に、水源かん養、生物多様性の保全及び二酸化炭素吸収等の多面的な環境保全機能を有しています。

今後も森林法や自然公園法等の法制度を活用し、自然環境の骨格を一体的に保全するとともに、保護と利用の両面から、適切な管理を行っていきます。

○ 施策

施策 1	農地の保全・活用を進めます。
施策 2	漁場環境や、河川環境の保全・回復に努めます。
施策 3	水源かん養機能を持つ森林を適切に管理します。

○ 各主体の取り組み

施策 1 農地の保全・活用を進めます。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
★ 各種法令を遵守し、良好な自然環境（山・里山等）の保全に努めます。	○		○
■ 行政の取り組み		関連部局	
■ 農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるよう可能な限り支援していきます。	農林水産部		
■ 遊休農地の調査を実施し、遊休農地所有者に対しては、今後の農地利用の意向確認を実施します。	農林水産部 農業委員会		
■ 有害鳥獣対策として、防護・捕獲・すみ分けという3つの対策を推進します。	農林水産部		

○ 有害鳥獣について

有害鳥獣とは、人畜や農作物などに被害を与える鳥や動物のことです。

佐世保市における有害鳥獣の捕獲数は、イノシシが最も多く、以下アライグマ・カラスと続いています。

なお、近年は農作物の被害だけでなく、シカやアライグマによって希少な動植物が食べられるという「食害」が発生しており、今後、希少種保護の面からも対策を検討していく必要があります。

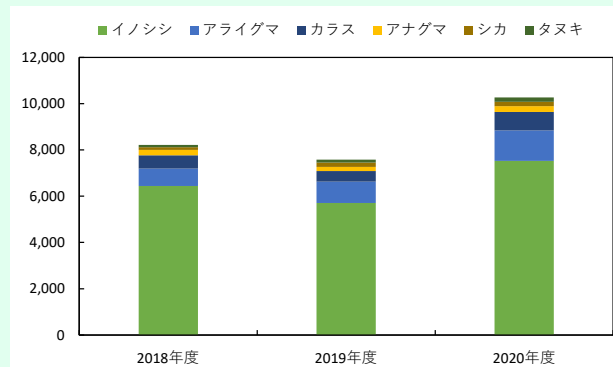


図 佐世保市における有害鳥獣捕獲数の推移

出典：佐世保市ホームページ

施策2 漁場環境や、河川環境の保全・回復に努めます。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
★ 各種法令を遵守し、良好な自然環境（海・川等）の保全に努めます。	○		○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 自然環境に配慮した河川環境の創出・回復に努めます。	土木部		
■ 豊かな漁場環境を保全する取り組みを支援します。	農林水産部		

施策3 水源かん養機能を持つ森林を適切に管理します。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
★ 林業事業者は、スギ・ヒノキ等の人工林について、間伐等の森林整備を行い、木材生産を図るとともに、森林の持つ多面的機能を高めます。			○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 市有林について、経営委託導入により市有林・私有林一体となった森林整備を推進します。	農林水産部		

○ 森林の有する多面的機能とは

森林は、私たちの生活に深く関わる8つの重要な機能（多面的機能）を有していると言われています（右図参照）。

森林がこれらの多面的機能を発揮するためには、適切な間伐や造林、荒廃竹林の整備等を行い、多様で健全な森林づくりを進める必要があります。

しかし、近年は森林管理の担い手となる林業従事者が減少傾向にあります。そのため、ボランティア等の多様な主体と連携した森林管理を推進していきます。また、「ふるさとの森林づくり事業」などを通じて、林業や木材の魅力を広く発信していきます。



図 森林の有する多面的機能のイメージ

出典：日本の森林・林業の今（林野庁）

※図内の金額は、日本学術会議が試算した国内の森林の有する各機能に対する貨幣評価。

1-② 生物の多様性の保全

本市には様々な生き物が生育・生息しています。生き物の生息状況を把握し、生息環境の保全や絶滅の危機に瀕している種の保護等の対策を行っていきます。

今後も、地元の自然環境に詳しい市民団体の協力を得ながら、地域の生き物に関する情報を発信します。

一方、市内には外来種のうち特定外来生物に指定されているオオキンケイギクやアライグマ等の生育・生息が確認されています。外来種はもともと本市に生育・生息していなかった種であるため、本市の生態系への影響が懸念されます。そのため、外来種による生態系への被害防止に取り組めます。

○ 施策

施策 1	市域の野生生物の情報を把握し、市民にとって分かりやすく発信します。また、その情報を生物多様性の保全に活用します。
施策 2	希少な野生生物が生息する場所での開発行為は、その影響を回避・低減するための措置を講じるよう助言や情報提供を行います。

○ 各主体の取り組み

施策 1	市域の野生生物の情報を把握し、市民にとって分かりやすく発信します。また、その情報を生物多様性の保全に活用します。		
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
	○		
	○		○
■ 行政の取り組み	関連部局		
	■ 希少野生生物の保護活動や情報提供等を行うことで、野生生物の保護に関する意識の啓発を行います。	環境部	
	■ ホタル生息箇所を把握し、ホームページ上で随時目撃情報（ホタル目撃情報マップ）を公開します。	環境部	
	■ 九十九島動植物園において、長崎県からの受託事業として、傷病野生生物の保護を行います。	観光商工部	

施策 2 希少な野生生物が生息する場所での開発行為は、その影響を回避・低減するための措置を講じるよう助言や情報提供を行います。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
★ 野生生物の生息する場所において開発行為等を行う場合は、各種法令等に基づき影響を最小限にとどめるための措置を講じます。			○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 開発行為において希少野生生物への影響が懸念される場合は、影響が最小限となるよう保全対策等の検討について、指導・助言を行います。	環境部		
■ 希少野生生物分布状況調査を実施し、保全対策等の検討に利用します。	環境部		

○ ホタル目撃情報マップ

本市では、皆さまから寄せられたホタルの目撃情報をもとに、「ホタル目撃情報マップ」を毎年作成して佐世保市ホームページで公表しています。

「ホタル目撃情報マップ」の詳細なデータ（確認した町等）は、「佐世保市オープンデータポータルサイト」で確認することができます。



図 ホタル目撃情報マップ

出典：佐世保市ホームページ

○ 佐世保市レッドデータリスト・レッドマップ

本市では、2002（平成 14）年に「佐世保市レッドデータリスト」及び「佐世保市レッドデータブック」を策定しました。その後、合併地区の調査や市全域の補完調査を行い、2013（平成 25）年に「佐世保市レッドリスト」を改訂しました。「佐世保市レッドリスト（2013年改訂版）」では、約 900 種の重要種が掲載されています。

これらに基づき、本市の公共工事や、国・県・民間事業者による開発行為等に対して、情報提供や工事に際しての助言などを行っています。



写真 ニッポンバラタナゴ



写真 カノコユリ

1-③ 自然とのふれあいの推進

本市の豊かな自然を守り伝えていくために、自然とふれあう機会を充実させていきます。また、環境と共生する観光都市として、自然の中で行うレジャーやアクティビティを推進します。

○ 施策

施策 1	自然とふれあう機会を創出します。
施策 2	市民も来訪者も楽しめるような、自然とふれあう機会を創出します。

○ 各主体の取り組み

施策 1 自然とふれあう機会を創出します。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
★ 自然環境にふれあう機会を持つように心がけます。	○		
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 市内の自然観察会・イベントの開催情報を集約し発信します。	環境部		
施策 2 市民も来訪者も楽しめるような、自然とふれあう機会を創出します。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
★ 来訪者に対し、佐世保の自然の魅力を伝えます。	○	○	○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 「『海風の国』佐世保・小値賀観光圏」において、「海風旅」を実施し、滞在交流型観光の推進を図ります。	観光商工部		



写真 自然観察会の様子

1-④ 地産地消の推進

本市では豊かな自然の恵みを利用して、農林水産業が盛んに行われてきました。

地元で生産された農林水産物を地元で積極的に消費することにより、農林水産業の活性化、食育の推進、食の安全の確保、地域内での資源循環及び生産物の輸送距離短縮による温室効果ガスの削減などにつなげていきます。

○ 施策

施策 1	地元で生産された農林水産物の消費拡大に努めます。
施策 2	学校給食において地場の農水産物を使い、地産地消について考える機会を創出します。

○ 各主体の取り組み

施策 1 地元で生産された農林水産物の消費拡大に努めます。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民 団体	事業者
★ 農林水産物の直売所等、消費者が地元の農林水産物を購入できる場所をつくります。			○
★ 農家は、たい肥を積極的に利用し、農薬・化学肥料の利用を減らし、環境負荷が少なく安全な食物を生産します。			○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 農産物の PR やイベント開催支援に取り組むことで消費拡大を図り、農業者の経営安定に努めます。	農林水産部		
■ 有機栽培・低農薬栽培の実践等、環境に配慮した農業者の育成や環境にやさしい農業を進めます。	農林水産部		

施策 2 学校給食において地場の農水産物を使い、地産地消について考える機会を創出します。	
■ 行政の取り組み	関連部局
■ 関係者（庁内関連部局含む）と情報や資料を共有しながら、学校給食における地場の農水産物の活用増を目指し、需給の調整を図っていきます。	教育委員会
■ 毎月 19 日を食育の日とし、学校給食において、佐世保産の食材を 1 品以上取り入れる取り組みを継続していきます。また、重量ベースでの佐世保産の割合を、可能な限り上げていきます。	教育委員会
■ 学校給食における米、牛乳に関しては、すべての学校で佐世保産の提供を維持できるように努めます。	教育委員会

安全・安心な生活環境の保全



【現状と課題】

①大気環境

本市では、市内7ヶ所（早岐、日宇、福石、大野、相浦、大塔、吉井）に大気測定局を設け、大気環境の様子を常時監視しています。

測定結果については、「佐世保市の大気環境」というホームページで、随時公表しています。

② 水環境

本市では、公共用水域等（河川17地点、海域13地点、地下水22地点）において、水質の調査を行っており、環境基準点においては、河川（BOD）・海域（COD）ともに環境基準を100%達成しています。

地下水については、地下水汚染の有無や汚染状況を確認し、地下水汚染が確認された場合は、継続調査・原因究明を行い、汚染の低減や除去に向けての対策を講じることが必要です。

また、特定事業場のうち排水基準が適用される事業所に対し立入調査を行っています。調査の結果、排水基準を超過した事業所に対して指導を行っています。

③ 生活排水処理率

生活排水処理率（生活排水処理人口／計画処理区域内人口×100）は徐々に増加しているものの、全国と比較し低い状況にあります。また、下水道が整備されていない地域の河川では、生活排水の流入により汚濁が高い傾向にあるため、合併処理浄化槽の普及を図る必要があることから、公共下水道処理区域外において浄化槽設置費用に対する補助を行っています。

表 佐世保市で観測している大気物質

物質名	説明
SO ₂ (二酸化硫黄)	石油、石炭等の燃焼時に発生。呼吸器に悪影響。酸性雨の原因にも。
SPM(浮遊粒子状物質)	直径が10μm以下の粒子。車の排ガス等から発生。呼吸器に悪影響。
NOx(窒素酸化物)	燃焼や化学反応で発生。二酸化窒素は呼吸器に悪影響。酸性雨や光化学オキシダントの原因にも。
Ox(光化学オキシダント)	窒素酸化物や炭化水素が化学反応を起こし発生。光化学スモッグの原因。呼吸器にも悪影響。
CO(一酸化炭素)	不完全燃焼等により発生。血液の酸素運搬機能を阻害。
HC(炭化水素)	炭素と水素が結合した有機物。このうちメタン以外は光化学オキシダントの原因になる可能性も。
PM2.5(微小粒子状物質)	直径が2.5μm以下の粒子。呼吸器・循環器疾患のリスクを高める。

表 BODとCOD

BOD (生物化学的酸素要求量)	水中の有機物を微生物が分解するのに必要な酸素量。河川の汚れを測る指標として使われる。
COD (化学的酸素要求量)	水中の有機物などを、薬品で酸化するとき消費される酸素量。海・湖の汚れを測る指標として使われる。

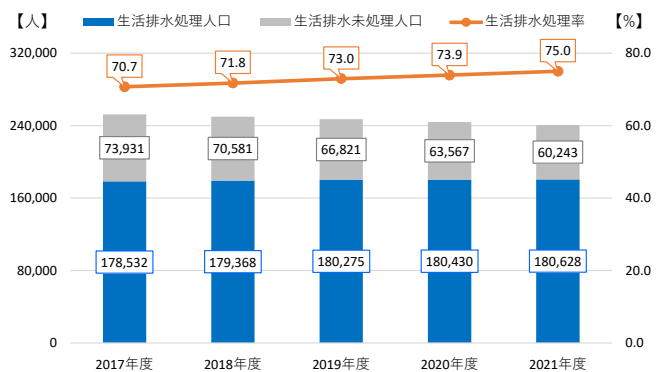


図 生活排水処理人口及び率の推移

④ 不法投棄の未然防止

不法投棄の発見数は減少傾向にあります
が、2019（令和元）年度以降はほぼ横ばい状
態です。

表 不法投棄の発見件数及び数量

年度	2017	2018	2019	2020	2021
項目					
発見件数(件)	197	188	169	170	167
発見数量(m ³)	89.13	74.10	55.80	144.47	61.74

⑤ 市内の美化活動

本市では毎年、市民大清掃及び空き缶回収キャンペーン等の美化活動への参加を呼びかけてい
ます。市民大清掃の参加者は、2021（令和3）年度は約 24,500 人となっています

⑥ 市民1人当たり都市公園面積

市民1人当たり都市公園面積はおおむね
増加傾向にあり、2017（平成29）年度には
16.76m²であったものが、2021（令和3）年
4月1日時点には17.66m²となっています。

表 1人当たり都市公園面積

年度	2017	2018	2019	2020	2021
項目					
1人当たり都市 公園面積(m ²)	16.76	16.90	17.13	17.05	17.66

⑦ 佐世保市独自の美化活動「させぼ美し化プロジェクト」・「道路アダプト（里親）プログラム」

本市では、道路の植栽帯等に潤いや安らぎを与え
る花を植える「させぼ美し化プロジェクト」を 2010
（平成22）年度から進めています。

また、佐世保市道を「子ども」に見立て、市民の方々
がその「里親」となってボランティアで美化活動（花
の植栽、清掃など）を行う「道路アダプト（里親）プ
ログラム」も 2010(平成22)年度から進めています。



写真 花植えの様子

【佐世保市の30年後の目指す姿】

- 九十九島をはじめとする良好な自然環境が保全され、本市の魅力であり続けています。
- 市街地では、健全な生活環境と秩序ある都市景観が形成されています。
- ごみや空き缶のポイ捨てがなくなり、清潔で快適なまちなみが維持されています。
- 住宅地は、花や街路樹が増え、遊歩道や公園が充実しています。

【成果指標・取り組み指標】

(1) これまでの成果指標・取り組み指標とその実績

「環境基準」と「生活排水処理率」は目標を達成している一方、「まちの清潔さ・きれいさに対する市民満足度」は2017（平成29）年度を除いて基準値を下回っています。

これは、市が行う施策・事業が満足度に結び付いていない一方で、近年の環境意識の高まりによって、市民が求める「まちの清潔さ・きれいさ」の基準が高くなってきていることも考えられます。

○ これまでの成果指標と実績

指標名	2016年度 (基準値)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2022年度 (目標値)
環境基準の達成率 (大気・水質)	<u>100.0%</u>	<u>100.0%</u>	<u>100.0%</u>	<u>100.0%</u>	<u>100.0%</u>	100.0%
生活排水処理率	69.8%	70.7%	71.8%	73.0%	<u>73.9%</u>	73.5%
まちの清潔さ・きれいさに対する市民満足度	42.5%	<u>44.1%</u>	35.3%	38.0%	39.0%	基準値より増

○ これまでの取組指標と実績

指標名	2016年度 (基準値)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2022年度 (目標値)
市民大清掃参加人数	37,000人	42,600人	<u>43,619人</u>	42,100人	33,746人	43,200人
大気汚染防止法に基づく特定施設等への立入調査件数	36件	<u>52件</u>	<u>52件</u>	<u>46件</u>	10件	30件
水質汚濁防止法に基づく特定施設への立入調査件数	79件	<u>74件</u>	72件	72件	<u>75件</u>	74件
騒音・振動規制法に基づく特定施設への立入調査件数	44件	<u>51件</u>	<u>44件</u>	<u>43件</u>	<u>31件</u>	20件
自然景観の美しさに対する市民満足度	51.3%	44.1%	57.8%	59.5%	59.8%	70%以上

(2) 今後の成果指標・取組指標

2027 年度に向けての成果指標は、アンケートによる満足度を外し、定量的な数値が継続的に把握できる「環境基準の達成率」と「生活排水処理率」の2つを引き続き指標とします。

2027 年度における目標値は、「環境基準の達成率」は 100%とし、「生活排水処理率」は生活排水処理基本計画に掲げる 2024（令和 6）年度目標値 77.2%を上回る 77.2%以上とします。

「環境基準の達成率」の目標値 100%は、現在の大気・水質の環境を維持することを目的としています。

「生活排水処理率」の目標値 77.2%以上は、生活排水対策を継続していくことで今後も改善していくことを見込んだものです。

また、取組指標についても、アンケートによる満足度を外し、他の指標については継続して採用します。

○ 新たな指標（2023～2027 年度）

	指標名	2021 年度 (基準値)	2027 年度 (目標値)
成果指標	環境基準の達成率（大気・水質）	100%	基準値を維持
	生活排水処理率	75.0%	77.2%以上
取組指標	市民大清掃参加人数	24,543 人	43,200 人
	大気汚染防止法に基づく特定施設等への立入調査件数	19 件	30 件
	水質汚濁防止法に基づく特定施設への立入調査件数	50 件	50 件
	騒音・振動規制法に基づく特定施設への立入調査件数	26 件	20 件

2-① 大気・水環境の保全

大気環境の常時監視を行うとともに、その結果を市民に広く公表します。

また、必要に応じて工場・事業所への助言・指導を行うなど、大気汚染の発生・拡大の未然防止に努めます。さらに、PHV⁴、EV⁵等のエコカーの導入を促進し、大気汚染物質の発生を抑制します。

○ 施策

施策 1	大気環境の常時監視を行うとともに、その結果を公表します。
施策 2	エコドライブ ⁶ やエコカーの普及を進めます。
施策 3	工場・事業所等への立入調査や指導を行います。
施策 4	水環境の調査を行うとともに、その結果を公表します。
施策 5	下水道整備区域では、公共下水道を整備することにより水洗化を推進します。また、下水道整備区域外では、補助金交付などにより、浄化槽の設置を促進します。

○ 各主体の取り組み

施策 1 大気環境の常時監視を行うとともに、その結果を公表します。	
■ 行政の取り組み	関連部局
<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内の大気汚染状況の常時監視を実施します。 	環境部
<ul style="list-style-type: none"> ■ 監視の結果について、市のホームページなどを通じてわかりやすく公表します。 	環境部

○ 公用車へエコカーの導入

エコカーとは、PHV や EV などの低燃費で排気ガスが少なく環境にやさしい車の総称です。

本市では、公用車へエコカーの導入を推進しています。2022（令和 4）年 3 月時点で 3 台のエコカー（PHV と EV の合計）があり、今後も公用車の更新等の際にはエコカーを積極的に導入していきます。



写真 市所有のエコカー（EV）

⁴ PHV：「プラグインハイブリッドカー」の略称で、コンセント充電により充電した電気と、ガソリンを併用できる車のことです。

⁵ EV：「電気自動車」の略称で、ガソリンを使わず、電力でモーターを利用して走行する、CO₂を排出しない車のことです。

⁶ エコドライブ：ゆっくり発進する、急な加速・減速やアイドリングを減らすなど、燃料消費と CO₂の排出を抑えた環境にやさしい運転のことです。（詳細は 52 ページ「エコドライブに取り組もう」にも記載しています。）

施策2 エコドライブやエコカーの普及を進めます。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
★ 車を運転する際はエコドライブを徹底します。	○		○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ エコドライブやエコカー（PHV、EV等）の普及を促します。	環境部		

施策3 工場・事業所等への立入調査や指導を行います。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
★ 事業活動により発生する大気汚染物質（ばい煙等）の低減・管理に努めます。			○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 工場や事業所等への立入調査を行います。	環境部		
■ 基準を超過した事業者には、立入回数を増やすなどして、調査・指導を行います。	環境部		

施策4 水環境の調査を行うとともに、その結果を公表します。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
★ 暮らしの中で、生活排水の汚濁をできるだけ減らす工夫を心がけ、河川や海を汚さないよう配慮します。	○		
★ 事業所からの排水で川や海を汚さないようにします。			○
★ 水を大量に使用する事業所では、合理的な水利用に努めます。			○
★ 魚介類の養殖には、環境負荷の少ないエサを用い、水質・底質の保全に努めます。			○
★ 農薬の使用を抑えます。			○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 公共用水域等において、定期的に水質を調査し、結果を公表します。	環境部		
■ 九十九島・大村湾等の養殖漁場において、水質等の分析調査、管内漁場の貝毒検査を定期的に行い、結果を公表します。	農林水産部		

施策 5 下水道整備区域では、公共下水道を整備することにより水洗化を推進します。また、下水道整備区域外では、補助金交付などにより、浄化槽の設置を促進します。

★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
★ 公共下水道が整備されている地域では速やかに接続し、公共下水道が整備されていない地域では浄化槽の設置に努めます。	○		○
★ 浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を定期的に行います。	○		○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 公共下水道整備を進めます。	水道局		
■ 浄化槽設置の普及促進を図ります。	環境部		
■ 浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、清掃業者、工事業者等に対して監視指導を行います。	環境部		

○ 水にやさしい暮らしの工夫

川や海を汚れから守るため、生活排水を出している私たち自身が、みんなでちょっとしたこと気をつければ、川や海に流れ込む汚れの量を減らすことができます。



食事や飲み物は必要な分だけ作り、飲み物は飲みきれ分だけ注ぐ。



残った油は継ぎ足して使ったり、炒め物に使うなどできるだけ捨てない努力を。捨てる時には新聞紙などに吸わせ燃えるごみへ。



水きり袋と三角コーナーを利用し、野菜の切りくずなど細かいごみを流さない。



食器を洗う前に、油污れなどはふき取る。

お風呂の残り湯は洗濯に。温水なので汚れ落ちも良くなります（衛生上すすぎは水道水で）。



米のとぎ汁は植木の水やりに。養分を含んでいるので、よい肥料になります。



洗濯の洗剤、お風呂でのシャンプー・リンスは適量を使いましょう（多く入れても汚れ落ちが良くなるわけではありません）。

出典：佐世保市ホームページ

2-② 騒音・振動・悪臭や有害化学物質による汚染の防止

騒音・振動・悪臭や有害化学物質について、汚染に関する情報を共有し、被害を未然に防止するよう、リスク管理を徹底します。

○ 施策

施策 1	発生源となる工場・事業所に対し、助言や指導を行います。また、調査を行うとともに、その結果を公表します。
施策 2	情報の収集・提供を行うとともに、汚染事故等が発生した場合は迅速に対応します。

○ 各主体の取り組み

施策 1	発生源となる工場・事業所に対し、助言や指導を行います。また、調査を行うとともに、その結果を公表します。		
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
★ 過度な騒音、振動、悪臭が発生しないよう配慮します。			○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 騒音・振動・悪臭の調査を行うとともに、その結果を公表します。	環境部		

施策 2	情報の収集・提供を行うとともに、汚染事故等が発生した場合は迅速に対応します。		
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 有害化学物質について、常日頃から情報の収集・提供を行うとともに、汚染事故等が発生した場合は迅速に対応します。	環境部		

○ 騒音・振動・悪臭について

騒音・振動・悪臭は、日常生活と関係が深く心理的・感覚的に私たちの生活環境を損なうものです。

騒音や振動の発生源としては、工場や事業場、工事現場、自動車、飲食店等の深夜営業、拡声器を用いた宣伝活動や家庭生活による生活騒音などがあげられます。

悪臭の発生源としては、食品製造業等の工場や個人住宅からの排水などがあげられます。

本市では、騒音・振動・悪臭について法律等に基づき規制地域の指定や基準を設定し、監視指導を行っています。また、悪臭発生の恐れのある事業所については、悪臭物質を測定し監視指導に努めています。

表 騒音の目安

40db	図書館の中
50db	静かな事務所
60db	普通の会話
70db	騒々しい事務所
80db	交通量の多い雑踏、繁華街
90db	騒々しい工場内
100db	電車が通っている時のガード下
110db	車のクラクション
120db	飛行機のエンジンの近く
130db	耳に痛みを感じる

出典：佐世保市ホームページ

2-③ 住環境の保全と良好な景観誘導

たばこの吸い殻や空き缶等のごみのポイ捨て及び不法投棄をなくし、生活環境の美化を図ります。海岸では、漂着ごみの清掃を継続して行います。

また、本市固有の九十九島の眺望景観等を保全するため、「佐世保市景観計画」及び「佐世保市屋外広告物条例」に基づき、大規模建築物の色彩や形態・意匠などについて、周辺と調和するよう景観誘導を図ります。

○ 施策

施策 1	市民・事業所の協働により、市内の緑の保全・創出を図ります。
施策 2	環境美化活動を行いながら、市民の意識の向上を推進します。
施策 3	不法投棄を防止するため、パトロールや監視カメラ等の対策を継続して実施します。
施策 4	定期的に市民大清掃を実施します。
施策 5	漂着ごみの清掃を行います。
施策 6	建築物等所有者に対し、景観に配慮した建築物等となるように、景観誘導を行います。

○ 各主体の取り組み

施策 1 市民・事業所の協働により、市内の緑の保全・創出を図ります。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
	○		○
	○	○	
	○	○	
★ 開発の際は、オープンスペースの確保や緑化を積極的に行います。			○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 公園や緑地の適切な維持管理を通じて、街なかの身近な緑を保全します。	都市整備部		
■ させば美化プロジェクトや道路アダプト（里親）プログラムを実施し、道路の環境を向上させます。	都市整備部		

○ 佐世保市緑の基本計画

2022（令和4）年3月に改訂された「佐世保市緑の基本計画」では、20年を経て大きく変化した社会情勢と「緑」をとりまく課題、あわせて「緑」を「つくる」から「活かす」へと変化してきた時代背景を反映しています。

この計画では、佐世保市の緑の将来像として、「豊かな自然と暮らしをつくるまち させば」を掲げています。



出典：佐世保市緑の基本計画概要版

施策2 環境美化活動を行いながら、市民の意識の向上を推進します。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民 団体	事業者
★ 吸い殻や空き缶などのごみを河川・道路などにすてないようにします。 また、ペットのフンは持ち帰ります。	○		
★ テイクアウトできる飲食物の包装は、ポイ捨てせずに持ち帰るよう注意を促します。	○		○
★ 自動販売機には、空き缶やペットボトルの回収箱を併設します。			○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 空き缶回収キャンペーンを通して、市民の理解と協力を得ながら、空き缶等のポイ捨て防止を推進します。	環境部		

施策3 不法投棄を防止するため、パトロールや監視カメラ等の対策を継続して実施します。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民 団体	事業者
★ ごみの不法投棄を目撃した時は、行政へ連絡します。	○		
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 関係機関等と連携して、パトロールや、監視カメラ等による防止対策に努めるとともに、投棄者が特定された場合は、厳しく指導を行うなど、不法投棄の未然防止に努めます。	環境部		

施策4 定期的に市民大清掃を実施します。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民 団体	事業者
★ 自治会やボランティア団体等が行う清掃活動や、定期的に行われる市民大清掃に積極的に参加します。	○		
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 市民大清掃を行いながら、市民の意識高揚を図ります。	環境部		

施策5 漂着ごみの清掃を行います。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民 団体	事業者
★ 漂着ごみの清掃に参加・協力します。	○	○	○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 漂着ごみの清掃を実施し、自然環境の美化や漁場環境の保全を図ります。	環境部 農林水産部		

施策6 建築物等所有者に対し、景観に配慮した建築物等となるように、景観誘導を行います。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民 団体	事業者
★ 景観への関心と理解を深めます。	○	○	○
★ 建築物等を建てる時は、色彩や形態・意匠を周辺景観と調和したもの とします。	○		○
★ 屋外広告物を設置する時は、周辺景観と調和したもの とします。			○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 「佐世保市景観計画」及び「佐世保市屋外広告物条例」の基準に基づき、 適正な処理、景観誘導を行います。	都市整備部		

○ 不法投棄は犯罪です

「不法投棄」とは、法令や定められたルールを守らず、山林や海岸、河川、道路、公園、民有地などに家電品等の粗大ごみや家庭ごみ、事業活動に伴って生じたごみ等を捨てたり埋めたりする行為をいいます。

不法投棄は犯罪です。法律により厳しい罰則が設けられています。

不法投棄を見つけた場合は、不法投棄されている場所(住所)、投棄物など詳しい情報を廃棄物指導課不適正処置事務対策室までご連絡ください。



写真 不法投棄されたごみ

○ 佐世保市景観計画

本市では、美しく魅力的な佐世保らしい景観を保全・創造していくことを目的に、景観法に基づく佐世保市景観計画を定めています。

この景観計画では、建築物の建築、工作物の建築、開発行為等について、良好な景観を形成するために、建築物の色彩などのルール（景観形成基準）を定めています。



写真 佐世保市中心部の景観

ごみの減量・資源化



【現状と課題】

ごみの減量、リサイクルに関する市民や事業者の意識は高まっているものの、日常生活や事業活動の変化等により、本市の1人1日平均ごみ排出量は増加傾向にあります。また、1人1日平均事業系ごみ排出量は減少傾向にあるものの、他地方公共団体と比較して多い状況にあります。このため、市民・市民団体・事業者・行政が協働で4Rの取り組みを継続するとともに、事業系ごみ排出量が多い要因を把握し、さらなるごみの減量化・資源化を図る必要があります。

近年は、ポイ捨てされたプラスチックごみ等が川や海を流れる間に小さくなり、生態系に影響を与える「マイクロプラスチック問題」や、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品「食品ロス」の発生が大きな課題となっており、プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取り組みが求められています。また、地球温暖化に伴う気候変動の影響で自然災害が頻発化・激甚化しており、災害廃棄物等の発生に備え、適正かつ迅速な処理が可能な体制を整備することも重要となっています。

【佐世保市の30年後の目指す姿】

- 市民や事業者に4Rの取り組みが定着し、資源が大切に利用されています。
- プラスチックごみが適正に処理され、川や海へのプラスチック流出が抑制されています。
- 全ての主体（市民・市民団体・事業者・行政）が食品ロス削減に向けて積極的に取り組んでいます。
- 災害発生時に適正かつ迅速な処理が可能な体制が整備され、市民の生命や財産が守られています。

○ 「4R」とは

4Rとは、ごみを減らすためのキーワードとなる4つの言葉の英語の頭文字（R）をとった言葉です。

◎ Refuse（リフューズ）

⇒ごみになるものを断る

◎ Reduce（リデュース）

⇒ごみになるものを減らす

◎ Reuse（リユース）

⇒ものをそのまま再使用する

◎ Recycle（リサイクル）

⇒原材料に戻して再生利用する



出典：佐世保市ホームページ

【成果指標・取り組み指標】

(1) これまでの成果指標・取り組み指標とその実績

成果指標は基準値から後退しています。事業系ごみ排出量は減少傾向にあるものの、他地方公共団体と比べ「1人1日平均事業系ごみ排出量」は多い状況にあります。事業系ごみ排出量が多い要因を踏まえ、施策・事業の強化・拡充（プラスチックごみ、食品ロスへの対応含む）が必要です。

○ これまでの成果指標と実績

指標名	2016年度 (基準値)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2022年度 (目標値)
1人1日平均ごみ排出量	989 g/人/日	986 g/人/日	<u>982</u> g/人/日	990 g/人/日	991 g/人/日	985 g/人/日

○ これまでの取組指標と実績

指標名	2016年度 (基準値)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2022年度 (目標値)
事業系ごみ排出量 (搬入量)	43,079 t	43,637 t	<u>41,922 t</u>	<u>41,482 t</u>	<u>39,386 t</u>	42,500 t
ごみの資源化率	30.7%	29.0%	29.1%	30.1%	32.3%	34.0%以上
資源集団回収実施団体の活動率	92.2%	91.0%	90.9%	89.3%	69.9%	95.0%
ごみの適正排出率	99.2%	99.1%	99.2%	99.2%	99.1%	100.0%

(2) 今後の成果指標・取組指標

2027年度に向けての成果指標は、前計画から引き続き「1人1日平均ごみ排出量」とし、2027年度における目標値については、前計画期間において目標値がほとんど達成できなかったことをかんがみ、引き続き「985g/人/日」とします。

また、取組指標については、4Rの推進に向けて「ごみの資源化率」と「ごみの適正排出率」の2つを採用します。

○ 新たな指標（2023～2027年度）

	指標名	2021年度 (基準値)	2027年度 (目標値)
成果指標	1人1日平均ごみ排出量	980 g/人/日 [※]	985 g/人/日
取組指標	ごみの資源化率	31.0%	34.0%以上
	ごみの適正排出率	99.5%	100.0%

※大村市から臨時に受け入れたごみを除いて算出したもの。

3-① 4Rの推進

さらなるごみの減量化・資源化に向け、市民・市民団体・事業者・行政が協働して4Rを推進します。また、市民・事業者のプラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取り組みを促進します。

○ 施策

施策1	市民・事業者のリフューズ・リデュースの取り組みを促進します。
施策2	まだ使用できる不要品のリユースを促進します。
施策3	資源物の回収とリサイクルを推進します。また、廃棄物の処理等の過程で発生するガスや熱を有効利用します。

○ 各主体の取り組み

施策1 市民・事業者のリフューズ・リデュースの取り組みを促進します。				
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体			
	市民	市民団体	事業者	
	★ 買物の際は、マイバッグ・マイ容器等を持参し、レジ袋などの使用を控えます。	○		
	★ 食材の余りものが出ないよう食材の購入や調理方法を工夫します。	○		○
	★ フードドライブ（→47ページ）に参加します。	○		○
★ 消費者にマイバッグ・マイ容器等の持参を呼びかけます。			○	
■ 行政の取り組み	関連部局			
■ 食品ロスを抑制するため、フードバンクやフードドライブを推進します。	環境部			

○ リフューズとリデュースの違い

「リフューズ」は「**いらないもの・使わないものは断る**」ことで、スーパー等で「お箸は何膳ご入り用ですか」と尋ねられた際に、「いりません」と答えるような場合をさします。

「リデュース」は、「**ごみになるものを減らす**」ことで、キッチンペーパーを使わずにふきんを使うような場合をさします。

最初から断るか、仮にあっても使わないかの違いですが、ごみを減らすという目的は共通であり、いわば裏表の関係と言えます。



施策2 まだ使用できる不要品のリユースを促進します。

★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
★ フリーマーケットやバザーを積極的に活用し、不用品のリユースに努めます。	○	○	
★ 物を大切にし、壊れても修理して出来るだけ長く使用します。	○	○	○
★ 不要になった品物は、廃棄する前に中古品として活用できないか検討します。	○		○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ フリーマーケットやバザーの開催を支援します。	環境部		
■ 粗大ごみとして出された家具等のうち再利用できるものは、リサイクルショップ等と連携し、リユース家具としての活用を図ります。	環境部		

○ 食品ロスを減らそう！フードドライブにご協力ください

本市では、食品を「ごみ」にせず有効活用するために「フードドライブ」を実施しています。フードドライブは、買いすぎたものや、もらいものなどのうち、賞味期限内で、自分で食べる予定がないものを持ち寄ってもらい、子ども食堂などに寄付する活動です。

食料品の受付場所は、環境センター2F（佐世保市稲荷町1-8）で、受付時間は平日の8時30分から17時15分までです。

※対象となる食料品（いずれも未開封のものに限る）

- ・ 穀物類（小麦粉、豆、麺類など）
- ・ 保存食品（乾物、レトルト、缶詰、びん詰のものなど）
- ・ 調味料各種
- ・ 粉ミルク
- ・ 飲み物（お茶、ジュースなど）
- ・ 食用油

※佐世保市の食品ロス削減啓発キャラクター「食品ロス戦隊 もったいないンジャー」



協力店配布ステッカー

施策 3 資源物の回収とリサイクルを推進します。また、廃棄物の処理等の過程で発生するガスや熱を有効利用します。

★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
★ 食品トレーや牛乳パック等の回収に協力します。	○	○	○
★ 資源集団回収に参加・協力します。	○	○	
★ 製品を購入する際は、出来るだけ再生資源を利用した製品を選択します。	○	○	○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 各種リサイクル法に基づく、適正なりサイクル方法を普及啓発します。	環境部		
■ 廃プラスチックの分別回収・資源化について、実施に向けた検討を進めます。	環境部		

○ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

2022（令和4）年4月より、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。同法律では、プラスチックの資源循環に向けて、事業者、消費者、国、地方公共団体等のすべての関係主体が参画し、相互に連携しながら環境整備を進めること、相乗効果を高めていくことが重要とされています。

また、市町村にはプラスチックごみの再資源化を図る努力義務が課されており、本市においても、プラスチックごみの資源循環の実現に向けて検討をすすめていきます。

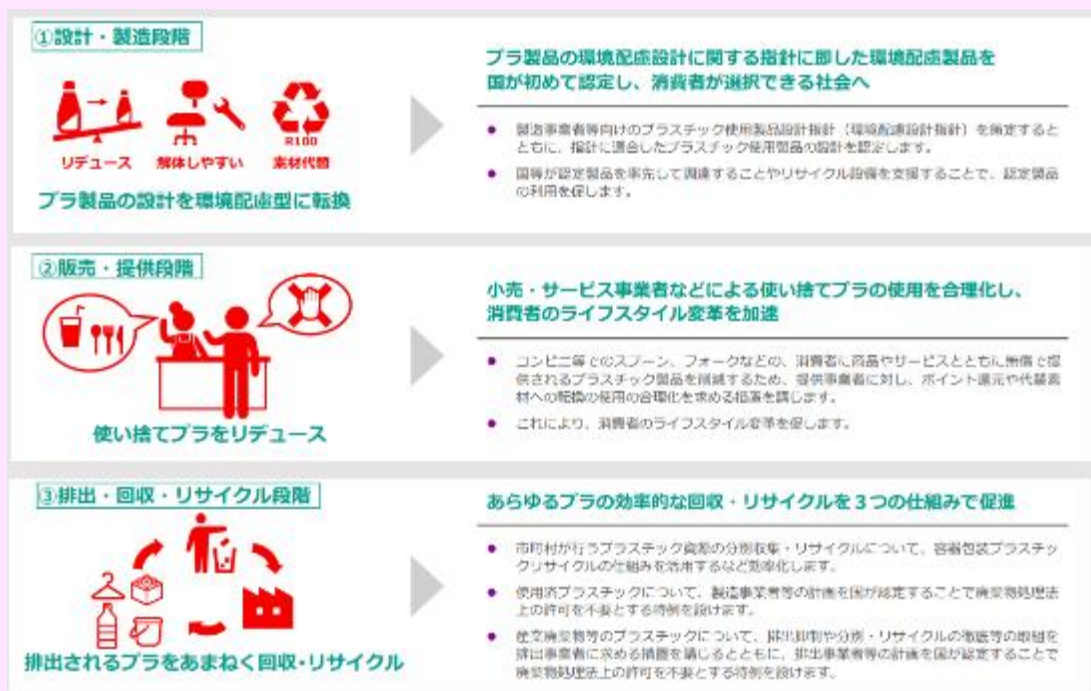


図 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

出典：環境省ホームページ

3-② ごみの適正排出・処理

ごみの分別ルールの普及、ごみステーションの整備、安定した資源回収ルートの確立及び不適正な排出に対する指導徹底等により、ごみの適正な排出方法・処理方法を普及します。事業系ごみについては、排出量が多い要因の把握に努めます。また、災害廃棄物が発生した際は、「佐世保市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ迅速に処理します。

○ 施策

施策 1	家庭系ごみが正しく排出されるための啓発と環境整備を行います。
施策 2	ごみ排出事業者及び処理業者に対して監視・指導を行います。
施策 3	効率的で安定したごみの収集・運搬・処分を行います。

○ 各主体の取り組み

施策 1 家庭系ごみが正しく排出されるための啓発と環境整備を行います。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
	○		
★ ごみの正しい分別の方法を理解し、ルールを守って排出します。	○		
★ ごみ出しのマナーを守り、ごみステーションを清潔に保ちます。	○		
■ 行政の取り組み			関連部局
■ 「分別説明会」や「資源集団回収説明会」、クリーン推進委員を通じた啓発活動により、家庭系ごみの適正排出と地域の環境美化の推進を図ります。	環境部		
■ ごみステーション整備補助金交付制度を継続し、適正排出の徹底を図ります。	環境部		

施策 2 ごみ排出事業者及び処理業者に対して監視・指導を行います。	
■ 行政の取り組み	関連部局
■ ごみ排出事業者及び処理業者に対する監視を行い、不適正処理や不法投棄等が確認された場合は指導します。	環境部

施策 3 効率的で安定したごみの収集・運搬・処分を行います。

■ 行政の取り組み	関連部局
■ 廃棄物処理施設の定期点検・改修を行い、長寿命化を図ります。	環境部
■ 災害発生時には、「佐世保市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の適正処理を行います。	環境部
■ 二次電池等の処理困難物対策を検討します。	環境部

○ 佐世保市はごみ処理施設で発電しています

本市には、市域で回収したごみを焼却するためのごみ処理施設が2カ所（東部クリーンセンター、西部クリーンセンター）あります。これらの施設では、ごみを焼却する際に発生する熱を利用して蒸気を作り、その蒸気を利用して蒸気タービンを回転させ発電を行っています。発電能力は、東部クリーンセンターが2,085kW、西部クリーンセンターが2,420kWで、創られた電気は施設内で利用されるほか、余剰分は電力会社に売電しています。



写真 東部クリーンセンター



写真 西部クリーンセンター



写真 蒸気タービン発電機（東部クリーンセンター）

※再生可能エネルギーも含めた、新たな発電方法の活用・検討については、「基本目標4 カーボンニュートラルの推進」54ページにおいてあらためて記載しております。

カーボンニュートラルの推進



【現状と課題】

近年、局地的な大雨の増加や台風被害の激甚化など、地球温暖化に伴う気候変動による影響と考えられるさまざまな問題が顕在化しています。地球温暖化を防止するためには、人間活動によって排出される温室効果ガス排出量を削減する必要があります。

3 ページでも述べたとおり、国は 2050 年までに温室効果ガスの排出量を”実質ゼロ”にするカーボンニュートラルの実現を目指しています。また、地球温暖化対策推進法では、市町村は、その地域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとされています。

このような背景から、本市では、2022（令和 4）年 2 月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。当面の目標としては、国が示した目標との整合を図り、2030 年までに温室効果ガス排出量の 2013（平成 25）年比 46%削減を目指します。また、2050 年までに市域から排出される温室効果ガスを”実質ゼロ”にするための土台作りを進めていきます。

そのためには、市民・市民団体・事業者・行政が一体となって脱炭素型ライフ・ビジネススタイルを実践していく必要があります。また、再生可能エネルギーの積極的な導入と活用、脱炭素技術・サービスの普及促進に関する取り組みも重要となります。

さらに、効果的に地球温暖化対策を進めるためには、地域全体で取り組むことが重要であり、人と地球にやさしい都市構造・交通システムを整備することも必要です。

なお、本項では、カーボンニュートラルの推進に向けた各主体の取り組みについてのみ記載しています。カーボンニュートラルの実現に向けた具体的なロードマップや気候変動への適応に関する取り組みなどは、本計画の「V 地球温暖化対策」（65～91 ページ）に記載していますので、そちらをご参照ください。

【佐世保市の 30 年後の目指す姿】

- 再生可能エネルギーの普及や省エネルギーの取り組みの定着等により、市域からの温室効果ガス排出量が”実質ゼロ”であるカーボンニュートラルが実現しています。
- 脱炭素型ライフ・ビジネススタイルが実践され、家庭や事業所からの温室効果ガス排出量が減少しています。
- 電気自動車（EV）が普及するとともに、電車やバスなどの公共交通機関の利用者が増え、移動に伴う温室効果ガス排出量が減少しています。

【成果指標・取り組み指標】

(1) これまでの成果指標・取り組み指標とその実績

成果指標及び取組指標はどちらも改善傾向にあり、施策・事業が成果に結び付いていると考えられます。今後は、省エネ・再エネ等のエネルギー関連施策を中心に脱炭素に必要な技術・サービスの普及促進に関する施策の追加が不可欠です。

○ これまでの成果指標と実績

指標名	2013年度 (基準値)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2022年度 (目標値)
温室効果ガス排出量の削減率(2013(平成25)年度比)※1. 2	-	▲17.6%	▲24.7%	▲27.7%	▲35.4%	▲3.8%
一人当たりのCO ₂ 排出量※1. 2	7.17 t-CO ₂ /人	5.93 t-CO ₂ /人	5.43 t-CO ₂ /人	5.26 t-CO ₂ /人	4.72 t-CO ₂ /人	7.42 t-CO ₂ /人
温室効果ガス総排出量	1,879 千t-CO ₂	1,549 千t-CO ₂	1,415 千t-CO ₂	1,358 千t-CO ₂	1,214 千t-CO ₂	1,808 千t-CO ₂

※1 2017年度から2020年度については、報告年度の数値(報告年度の2年前の実績値:2020(令和2)年度報告値は2018(平成30)年度実績値)

※2 基準値・実績値・目標値はいずれも令和4年3月に改定された「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」(環境省)に基づいて計算し直した数値

○ これまでの取組指標と実績

指標名	2016年度 (基準値)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2022年度 (目標値)
エコドライブに積極的に取り組んでいる市民の割合	87.8%	88.4%	90.1%	89.6%	89.7%	93.0%
地球温暖化対策の普及啓発活動の参加人数	1,965人	1,967人	2,095人	2,352人	1,778人	2,000人

○ エコドライブに取り組もう

地球温暖化や大気汚染の原因の一つとなっている二酸化炭素。佐世保市内で排出されるすべての二酸化炭素のうち、約3割が自動車等の運輸部門からによるもので、最も高い割合となっています(2015(平成27)年度)。

車を運転する際には、右に示すエコドライブを心がけることで、ガソリンや軽油の消費量が減少するため、地球にやさしく、お財布にもやさしく、さらに安全運転にもつながるため、積極的にエコドライブを実践しましょう。

【エコドライブ 10のすすめ】

1. ふんわりアクセル「eスタート」
2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
3. 減速時は早めにアクセルを離そう
4. エアコンの使用は適切に
5. ムダなアイドリングはやめよう
6. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
7. タイヤの空気圧から始める点検・整備
8. 不要な荷物はおろそう
9. 走行の妨げとなる駐車はやめよう
10. 自分の燃費を把握しよう

(2) 今後の成果指標・取組指標

国では、2030 年度を温室効果ガス削減の中間目標年度として、温室効果ガス 46%削減（2013（平成 25）年度比）の目標を掲げています。そのため、本市においても、国の進める地球温暖化対策との整合を図るため、2030 年度 46%削減から逆算した温室効果ガス排出量の削減率を成果指標に設定します。

また、カーボンニュートラルの実現のためには、再生可能エネルギーの導入が重要となることから、取組指標は「再生可能エネルギーに取り組んでいる事業の数（検討段階のものも含む）」とします。

○ 新たな指標（2023～2027 年度）

	指標名	2021 年度 (基準値)	2027 年度 (目標値)
成果指標	温室効果ガス排出量の削減率（2013（平成 25）年度比）	▲34.4%※	▲42.2%
	温室効果ガス総排出量	1,233 千 t-CO ₂	1,090 千 t-CO ₂
取組指標	再生可能エネルギーに取り組んでいる事業の数（検討段階のものも含む）	1 件	10 件

※ 2019（令和元）年度の数値（直近の数値がないことから基準値として代用するもの）。本計画では、排出量推計方法の見直しを行っており、「新たな指標」については見直し後の数値を使用している。排出量の見直し結果については、67 ページ参照。

○ 自立・分散型エネルギーシステム

大規模発電所で発電した電力を各家庭や企業に送電する「大規模集中型」の仕組みに対して、「自立・分散型エネルギーシステム」は、各家庭や企業など、電力を使用する個々の場所で発電し、その電力を使用する仕組みです。

自立・分散型エネルギーシステムでは、個々の家庭や企業が発電設備を持っているため、災害時の停電のリスクが軽減できるなどの利点があります。

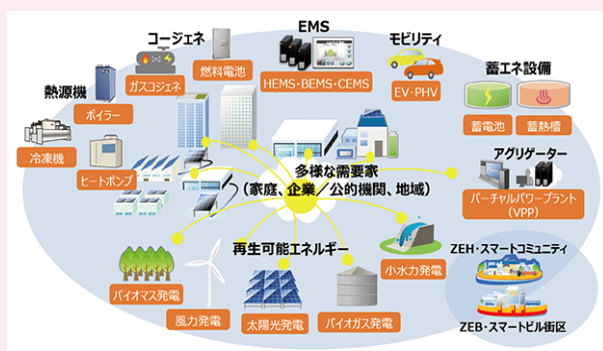


図 自立・分散型エネルギーモデルの構成要素

出典：環境省ホームページ

○ ZEB・ZEH

ZEB は、「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」の略称で「ゼブ」と呼びます。室内環境を維持しながら消費するエネルギーの収支をゼロにする建物のことです。

建物内でのエネルギー消費を完全にゼロにはできませんが、省エネにより使うエネルギーを減らし、太陽光などでエネルギーを創ることで、エネルギー消費量を実質ゼロにするものです。

ZEH は、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の略称で「ゼッチ」と呼び、「ZEB」の住宅版です。

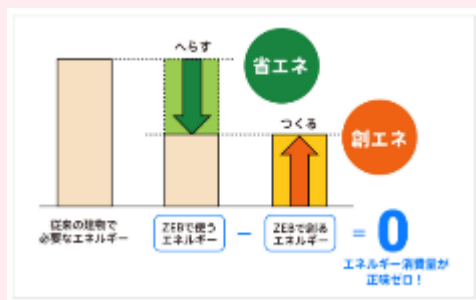


図 ZEB・ZEH のイメージ

出典：環境省ホームページ

4-① 再生可能エネルギーの活用と脱炭素社会への転換

公共施設へ再生可能エネルギーを率先して導入するとともに、家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入、活用を推進します。また、地域で必要なエネルギーを地域でつくる自立・分散型エネルギーシステムの構築を目指します。

○ 施策

施策 1	再生可能エネルギーの導入、活用を推進します。
施策 2	自立・分散型エネルギーシステムの構築を目指します。

○ 各主体の取り組み

施策 1 再生可能エネルギーの導入、活用を推進します。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民 団体	事業者
	★ 太陽光発電や太陽熱温水器等の再生可能エネルギー設備を積極的に導入します。	○	○
	★ 再生可能エネルギーから創られた電気を購入します。	○	○
	★ 建物を建てる際には、ZEB や ZEH、省エネ基準を満たす建物とするよう検討します。	○	○
★ バイオマス発電・熱利用などの再生可能エネルギーに関する事業展開を検討します。		○	
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 市が所有する施設・土地への再生可能エネルギー導入や、官民連携による再生可能エネルギーの導入を推進します。	全庁		

○ バイオマス発電・熱利用

バイオマス発電は、木材などのバイオマス（再生可能な生物資源）を原料として行う発電のことです。バイオマスを燃焼しても CO₂ は発生しますが、植物は CO₂ を吸収して生長しているため、トータルで見ると大気中の CO₂ の量は増加しない（カーボンニュートラル）とみなせます。

バイオマスには、木材の他にも畜産ふん尿や食品残渣、下水汚泥などもあります。

熱利用は、50 ページに記載した廃棄物発電のように、他の事業や活動で生じた熱を有効利用するものです。



図 バイオマス発電のイメージ

出典：環境省ホームページ

施策2 自立・分散型エネルギーシステムの構築を目指します。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民 団体	事業者
★ 蓄電池や電気自動車（EV）等の蓄電設備を導入します。	○		○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 家庭や事業所等における蓄電池や電気自動車（EV）等の蓄電設備の導入を推進します。	環境部		
■ 防災拠点となる公共施設への再生可能エネルギー設備と蓄電設備の導入を推進します。	全庁		
■ 公用車を導入・更新する際には、原則、電気自動車等の環境にやさしい自動車を導入します。	全庁		

○ 蓄電池

蓄電池は、発電された電気を貯蔵し、必要な時に電力として供給できる設備です。

太陽光発電などは、発電量が天候に大きく左右されるため、条件のよいときに発電した電力を備蓄しておける蓄電池の重要性が増しています。

また、災害時の停電の際にも、蓄えた電気を使うことができます。佐世保市では災害時の避難所のうち、拠点となるコミュニティーセンターなどに、太陽光発電設備と蓄電池の設置を株式会社西九州させばパワーズと連携のもと、すすめています。



写真 大型の蓄電池

○ 電気自動車を災害時の電源に

電気自動車は、CO₂を排出しないという環境面での貢献のほかに、災害時には、いわば「走る蓄電池」として、非常用電源として活用できるという利点があります。

佐世保市では、市内5社と協定を結び、自然災害等による大規模停電が発生した際には、市が指定する避難所等において、各社が所有する電気自動車を電力源として活用させていただくこととしています。



写真 協定締結式の様子

※協定締結先

- ・ 佐世保タクシー株式会社
- ・ 日産自動車株式会社
- ・ 長崎日産自動車株式会社
- ・ 日産プリンス長崎販売株式会社
- ・ 株式会社西九州させばパワーズ

4-② 脱炭素型ライフ、ビジネススタイルの実践

市民・市民団体・事業者・行政が一体となって脱炭素型ライフ・ビジネススタイルを実践することで、市域全体の温室効果ガス排出量の削減を図ります。

○ 施策

施策 1	市民・市民団体・事業者・行政が一体となって脱炭素型ライフ・ビジネススタイルを実践します。
------	--

○ 各主体の取り組み

施策 1 市民・市民団体・事業者・行政が一体となって脱炭素型ライフ・ビジネススタイルを実践します。				
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体			
	市民	市民団体	事業者	
	★ 日々の省エネ活動や脱炭素型の製品・サービスの選択など、ゼロカーボンアクション 30 を実践します。	○	○	○
	★ 環境マネジメントシステムを取得し、環境にやさしい事業活動を実施します。			○
★ 自家用車や社有車を運転する際は、エコドライブを心がけます。	○		○	
■ 行政の取り組み			関連部局	
■ ゼロカーボンアクション 30 を推進するとともに、市民や事業者等に対して脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの転換を促します。	環境部			
■ 事業者を対象とした低金利のエコ資金融資等により、脱炭素技術・サービス等の普及促進を図ります。	観光商工部			

○ ゼロカーボンアクション 30

脱炭素化の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。そのため、日々のくらしの中で脱炭素化に貢献できる 30 種類の具体的な行動メニューである「ゼロカーボンアクション 30」に取り組んでみましょう。



画像 ゼロカーボンアクション 30 のロゴ
出典：環境省ホームページ

4-③ 人と地球にやさしい都市構造・交通システムの整備

自動車からのCO₂排出量の削減と、本格的な人口減少・高齢化の到来に備え、公共交通ネットワークの活用によるコンパクトなまちづくりが不可欠です。そのため、市街地の都市機能の集積を進めるとともに、農村漁村の自立分散型社会の形成を目指します。

○ 施策

施策 1	脱炭素型のコンパクトなまちづくりを推進します。
施策 2	利便性の高い公共交通ネットワーク形成を推進します。

○ 各主体の取り組み

施策 1 脱炭素型のコンパクトなまちづくりを推進します。				
■ 行政の取り組み			関連部局	
■	都市機能を集積することで、暮らしやすさの向上や地域の活性化を図ります。	全庁		
■	公共施設の統廃合や再編を計画的に行うとともに、新築工事や改修工事の際には ZEB 基準の達成を目指します。	全庁		
施策 2 利便性の高い公共交通ネットワーク形成を推進します。				
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体			
	市民	市民団体	事業者	
★	移動の際は自家用車や社有車の使用を控え、電車やバス、自転車を利用します。	○	○	○
★	パークアンドライドを積極的に利用します。	○		
■ 行政の取り組み			関連部局	
■	電車やバスなどの公共交通機関の利用促進を図ります。	企画部		
■	デマンドタクシーを導入・更新する際には、原則、電気自動車等の環境にやさしい自動車を導入します。	企画部		

○ パークアンドライド

パークアンドライドは、自宅から最寄り駅や停留所など、目的地の手前までは自家用車で行って駐車し、そこから鉄道やバスに乗り継ぐ移動方式のことです。交通渋滞の緩和や環境汚染対策に有効とされています。

佐世保市では、松浦鉄道株式会社にご協力いただき、市街の周辺駅の駐車場に「定期券利用者専用」の枠を設け、周辺駅までは自家用車、駅から勤務先までは松浦鉄道を利用していただくパークアンドライド制度を実施しています。

松浦鉄道の通勤定期を利用されている方については、駐車場の使用料金を低額に抑えることとしています。

※駐車場（定期券利用者専用枠）

江迎鹿町駅、佐々駅、上相浦駅、皆瀬駅、左石駅

※定期券利用者の駐車場料金

月額：1,500円（2022（令和4）年4月時点）



写真 パークアンドライド専用駐車場
(佐々駅)

○ 多様な交通サービス（デマンドタクシー、超小型バス、ジャンボタクシー）の導入

佐世保市では、地域特性に応じてデマンドタクシー、超小型バス、ジャンボタクシーを導入し、交通不便地区対策を行っています。

デマンドタクシーとは、事前予約に応じて運行する乗り合いタクシーのことです。

佐世保市では、タクシー会社各社のご協力をいただき、予約制乗合タクシーとして、市内7地区で実施しています。

また、既存の型のバスでは乗り入れできない地域では、超小型のバス「まめバス（大野地区）」や、最大9名が乗れるジャンボタクシー「ふれあい号（中通・横尾・梅田・保立2組地区）」などが運行しています。

※予約制乗合タクシーの運行地区（2022（令和4）年4月時点）

- ・世知原地区（あじさい号）
- ・三川内地区・平松町・上原町（みかわち号）
- ・小佐々・浅子地区（つくも号）
- ・柚木地区（ほたる号）
- ・江迎地区（えむかえ号）
- ・吉井地区（よしい号）
- ・黒髪地区（くろかみ号）



写真 世知原地区の予約乗合タクシー
「あじさい号」

エコライフ・環境教育の推進



【現状と課題】

環境像の実現のためには、市民・市民団体・事業者・行政が環境問題に向き合い、積極的・自発的に環境に配慮した行動をすることが求められます。

そのためには、市民・事業者の環境意識の醸成につながる情報を分かりやすく発信することが必要です。また、環境教育の機会と場を拡充し、あらゆる世代へ継続的に環境教育を行っていくことが重要です。本市では、市内の学校や町内子供会、企業などから要請があった場合、「どこでも環境教室」を開催し、その講師として「させば環境アドバイザー⁷」を派遣することにより環境保全に関する知識の普及・啓発を図っています。

新型コロナウイルス感染症の流行により、従来の対面式環境教育に加え、オンライン環境教育の必要性が高まっています。そのため、WEBシステム等を活用し、「いつでも」、「誰でも」、「どこからでも」**参加しやすい環境教育**を実施していくことも必要です。

環境・経済・社会が統合的に向上した持続可能な社会を実現するためには、市民・市民団体・事業者・行政等の多種多様な主体がそれぞれの強みを活かしたパートナーシップを構築し、連携・協働して課題解決に取り組むことが重要です。

なお、本項では、エコライフ・環境教育の推進に向けた各主体の取り組みについてのみ記載しています。今後の環境教育の方向性などについては、本計画の「VI 環境教育等の推進」(92～104ページ)に記載していますので、そちらをご参照ください。

【佐世保市の30年後の目指す姿】

- 市民一人ひとりが環境問題に対して関心を持ち、子どもから大人まで環境について学んでいます。また、学んだ知識をもとに、環境保全活動にも積極的に取り組んでいます。
- 様々な主体の人々が連携・協働しながら環境保全活動に取り組んでおり、行動力ある地域コミュニケーションがつけられています。
- 美しく保たれている自然の中で、環境教育が行われ、多くの人が参加しています。

⁷ **させば環境アドバイザー**：佐世保市では、環境保全に関する知識の普及を図り、及び環境教育の推進に資する活動を行う方を「させば環境アドバイザー」として登録しています。

【成果指標・取り組み指標】

(1) これまでの成果指標・取り組み指標とその実績

成果指標は基準年度からほとんど横ばいに推移しています。今後も、市民・事業者の環境意識を醸成するための取り組みを継続していく必要があります。また、SDGs や脱炭素といった新たな考え、社会情勢の変化を踏まえた施策・事業内容の検討が必要です。

○ これまでの成果指標と実績

指標名	2016 年度 (基準値)	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2022 年度 (目標値)
エコライフの実践度	73.0%	72.1%	72.3%	72.2%	73.1%	73.0% 以上
エコオフィスの実践度	50.4%	45.8%	48.6%	51.1%	49.4%	50.4% 以上

○ これまでの取組指標と実績

指標名	2016 年度 (基準値)	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2022 年度 (目標値)
環境マネジメントシステム取得事業所数 (累計)	72 事業所	73 事業所	74 事業所	75 事業所	75 事業所	84 事業所
環境教育・環境保全活動への参加者数	26,660 人	26,209 人	27,925 人	25,078 人	17,612 人	29,100 人

(2) 今後の成果指標・取組指標

2027 年度に向けての成果指標は、これまでのアンケート結果にかえ、より客観的・具体的な成果として、「環境学習等の参加者数」、「エコアクションスクール⁸の参加者数」とします。

また、取組指標については、環境保全活動の一層の推進を図るため、「WEB プラットフォーム⁹の登録団体数」、「環境アドバイザー等の登録者数」とします。

○ 新たな指標 (2023～2027 年度)

	指標名	2021 年度 (基準値)	2027 年度 (目標値)
成果指標	環境学習等の参加者数	113 人	300 人
	エコアクションスクールの参加者数	1,191 人	1,500 人
取組指標	WEB プラットフォームの登録団体数	0 団体	50 団体
	環境アドバイザー等の登録者数	12 人	12 人

⁸ エコアクションスクール：子供たちを中心に環境保全について考え、自発的・積極的に環境に配慮した行動をとることを目指した、学校単位での認定制度です。

⁹ WEB プラットフォーム：させぼエコラボ内のホームページ上に、環境に関心のある市民・団体・企業などに登録いただき、登録者相互の情報交換や連携を可能にするものです。

5-① 環境意識の醸成につながる情報発信

市のホームページや SNS、YouTube など様々な情報媒体を活用し、環境に関連する情報を広く提供するとともに、市民・市民団体・事業者・行政における環境情報の共有を図ります。

○ 施策

施策 1	様々な情報媒体を活用し、環境意識の醸成につながる情報を分かりやすく発信します。
施策 2	させばエコラボに環境に関する情報を集約し、市民・市民団体・事業者と共有します。

○ 各主体の取り組み

施策 1 様々な情報媒体を活用し、環境意識の醸成につながる情報を分かりやすく発信します。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
★ 市のホームページや SNS、YouTubeなどを定期的に確認し、環境の現状を把握します。	○	○	○
★ 環境問題に関心を持ち、家族で環境について話し合う場を持ちます。	○		
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 市のホームページや SNS、YouTube など、様々な情報媒体を活用して環境に関する情報を発信します。	環境部		
■ 環境学習サイト「eカンキョウ@させば」の内容を充実するとともに、利用拡大を図ります。	環境部		

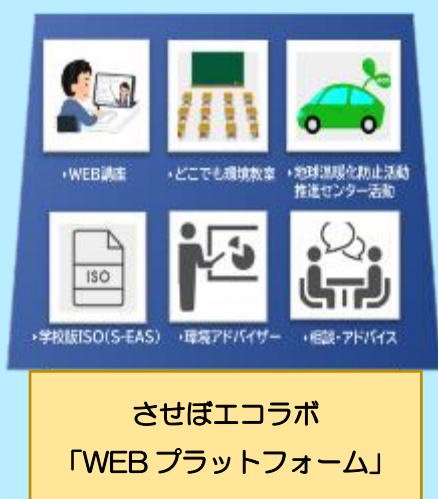
施策 2 させばエコラボに環境に関する情報を集約し、市民・市民団体・事業者と共有します。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
★ 自らの持つ環境保全に役立つ情報を、インターネットやさせばエコラボの WEB プラットフォームを活用して、積極的に発信します。	○	○	○
★ させばエコラボの WEB プラットフォームを活用して、各主体と情報を共有します。	○	○	○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 市民・市民団体・事業者の環境保全に役立つ情報をさせばエコラボに集約し、誰もが簡単に閲覧できるようにします。	環境部		

○ させぼエコラボ

2022（令和4）年度から発足した「させぼエコラボ」では、これまでの佐世保エコプラザが担ってきた地球温暖化対策推進センターとしての役割に加え、「WEBプラットフォーム」を設けるなど、インターネットをはじめとしたWEB環境を活用した環境教育・環境学習をはじめ、さまざまな取り組みをすすめています。

※WEBプラットフォーム

させぼエコラボ内のホームページ上に、環境に関心のある市民・団体・企業などに登録いただき、登録者相互の情報交換や連携を可能にするものです。



【WEBプラットフォームの主な機能】

- WEB講座（各種講座・研修会、会員間の交流事業）
- どこでも環境教室（団体等からの申請により、講師を派遣）
- 環境アドバイザー制度（環境保全の知識普及などを行う、アドバイザーの登録・育成）
- させぼエコアクションスクール（小中学校版ISOの普及促進）
- 地球温暖化防止活動推進センター活動（家庭・事業所向け各種啓発発動）
- 相談・アドバイス（こどもエコクラブ支援、相談窓口…）

※させぼエコラボの取り組みの詳細については、「VI 環境教育等の推進」の97～102ページに記載しています。

○ 環境学習サイト「eカンキョウ@サセボ」

環境学習サイト「eカンキョウ@サセボ」では、佐世保市の環境情報のほか、環境教育・環境学習に役立つ情報を発信しています。

※「eカンキョウ@サセボ」のURL

⇒<https://www.city.sasebo.lg.jp/kan-kyo/kansei/kankyou.html>

地球温暖化 >地球温暖化のしくみ >地球温暖化の原因 >地球温暖化の影響 >市民の取組み >私たちにできること～地球温暖化について～(PDF: 6.791KB)	大気汚染 >大気汚染の原因と影響 >佐世保市の現状(大気汚染) >私たちに出来ること(大気汚染) >オゾン層の破壊	騒音・振動・悪臭 >原因と影響(騒音・振動・悪臭) >佐世保市の現状(騒音・振動・悪臭)
水質汚濁 >水の循環と限りある資源 >水が汚れる原因と影響 >佐世保市の現状(水質汚濁) >私たちに出来ること(水質汚濁) >水質について学ぼう	ごみ問題 >ごみが増える原因と影響 >佐世保市の現状(ごみ問題) >私たちに出来ること(ごみ問題)	野生生物の危機 >自然のしくみとバランス >野生生物の危機 >森林のはたらき

5-② 環境教育の機会と場の拡充

環境関連講座やイベントに関する市民ニーズを把握し、市民が参加したいと思える講座やイベントを開催します。また、WEBシステム等の活用によるオンライン環境教育など、参加しやすい環境教育を推進します。

○ 施策

施策 1	年代・経験に応じた環境教育・環境学習の機会を創出します。
施策 2	WEBシステムなどを活用し、誰もが参加しやすい環境教育の仕組みをつくります。

○ 各主体の取り組み

施策 1 年代・経験に応じた環境教育・環境学習の機会を創出します。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
★ 市や団体が開催する環境に関係する講座やイベント等に積極的に参加・協力します。	○		○
★ 市が開催する環境に関係するイベント等を支援します。		○	○
■ 行政の取り組み			関連部局
■ 年代やこれまでの経験・学習段階に応じて、環境教育・環境学習のためのイベントや講座を開催します（詳細は「VI 環境教育等の推進」参照）。	環境部		
■ させぼエコラボを通じて受講者や市民の方のニーズを把握し、よりよい講座・イベントを構築します。	環境部		
■ 環境教育ができる人材の育成に努めます。	環境部		

施策 2 WEBシステムなどを活用し、誰もが参加しやすい環境教育の仕組みをつくります。			
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民団体	事業者
★ 自分が参加しやすい・続けやすい環境教育・環境学習を選択して環境についての知識を深めます。	○		
■ 行政の取り組み			関連部局
■ 「いつでも」、「誰でも」、「どこからでも」環境教育が受けられるように、オンライン環境教育システムを整備・活用します。	環境部		

5-③ 多種多様な主体との連携・協働の充実強化

環境・経済・社会が統合的に向上した持続可能な社会を実現するため、多種多様な主体のパートナーシップの構築を支援し、市全体に連携・協働の輪を広げていきます。

○ 施策

施策 1	多種多様な主体のパートナーシップの構築を支援し、連携・協働して環境・経済・社会の課題の解決に向けた取り組みを推進します。
------	--

○ 各主体の取り組み

施策 1	多種多様な主体のパートナーシップの構築を支援し、連携・協働して環境・経済・社会の課題の解決に向けた取り組みを推進します。		
★ 市民、市民団体、事業者の取り組み	主体		
	市民	市民 団体	事業者
★ 環境保全活動を行う市民団体に加入し、活動に参加します。	○	○	
★ 事業活動を通じて、地域課題の解決に貢献します。			○
★ させぼエコラボの WEB プラットフォームを通じて、他の主体や組織とのパートナーシップを構築します。	○	○	○
■ 行政の取り組み	関連部局		
■ 市のホームページや SNS、YouTube などを通じて、市民団体や事業者等の環境保全活動の内容を紹介します。	環境部		
■ 多種多様な主体の人たちが、自らの有する環境情報を積極的に受発信できる交流の場を創出します。	環境部		
■ 環境保全活動の担い手を確保するため、交流人口や関係人口の拡大を図ります。	環境部		
■ させぼエコラボの WEB プラットフォームを活用し、市民・市民団体・事業者のみなさん相互の連携・協働の機会をつくれます。	環境部		